

医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育についての研究

研究代表者 操 華子

宮城大学看護学部・大学院看護学研究科 教授

**研究要旨**

**【背景・目的】**

全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団と厚生労働大臣との協議（平成 28 年 7 月 15 日実施）において、医療従事者への基礎教育において、正しい医学情報、標準予防策の徹底のみならず歴史的事実や教訓、患者を傷つける言動等への理解について取り上げることが求められており、医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育の実施の有無、その教育内容・方法について早急に実態を把握するための調査を行い、各養成所において効果的な教育について明らかにする必要がある。そこで、本研究は、医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程における B 型肝炎に関する教育の実施状況を明らかにすることを目的とした。

**【方法】**

都道府県知事指定の 4 職種の全養成所 1095 校を対象とし、自記式質問紙を用いた郵送法による調査を実施した。養成課程の内訳は以下の通りである。看護師養成所 3 年課程 537 校、看護師養成所 2 年課程 170 校、准看護師養成所 218 校、臨床検査技師養成所 23 校、歯科衛生士養成所 147 校（平成 28 年 9 月現在）であった。調査項目は、基礎情報のほかに、B 型肝炎等に関する教育内容・方法、肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の実施の有無とその教育内容、B 型肝炎ウイルス感染者、肝炎患者、家族からの声を直接聞く機会となる授業（特別講演）の実施の有無、実施している場合はそのきっかけ、教育内容、利点・問題点、学生の反応についてとした。

厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠し、宮城大学研究倫理専門委員会の承認を受けた上で調査を実施した。

**【結果】**

- ・ 4 職種の養成課程からの回収率は 61%であった。
- ・ 4 職種の養成課程全体で、入学前後の B 型肝炎ウイルス抗体価検査の実施 86.8%、抗体価検査で陰性の場合のワクチン接種の実施 63.4%、ワクチン接種後の抗体価の確認のための検査の実施 74.2%、臨地実習に出るための条件として B 型肝炎ウイルス抗体検査結果が陰性の場合のワクチン接種の勧奨 88.6%であった。
- ・ 4 職種の養成課程全体で、標準予防策の講義の実施 96.7%、感染経路別予防策の講義の実施 96.7%、B 型肝炎ウイルス及び B 型肝炎ウイルス感染症に関する講義の実施 96.9%、B 型肝炎ウイルスの感染経路に関する講義の実施 97.2%、B 型肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者のケア時に求められる隔離予防策に関する講義の実施 79.9%であった。また、感染予防技術である個人防護具の着脱の学内演習の実施は 86.8%であった。
- ・ 4 職種の養成課程全体で、肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の講義の実施は 36.5%であり、当該講義のなかで B 型肝炎ウイルスの感染原因に関する歴史的事実にふれていると回答した養成課程は 82.8%であった。
- ・ 4 職種の養成課程全体で、B 型肝炎ウイルス患者、肝炎患者、その家族からの声を直接聞く機会となる授業の実施は 1.3%であった。臨床検査技師、歯科衛生士の養成課程では実施されてい

る養成所はなかった。

#### 【考察・結論】

- ・ 肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の充実のためには、各養成課程の事情をふまえ、教師側の重要性の認識とともに適切な教育資材が望まれる。
- ・ 4職種の養成課程の過密なカリキュラムの現状をふまえ、患者、その家族からの声を直接聞く機会となる授業は、養成課程在籍中のみならず卒後教育の一環として活動を広げる意義を指摘した。

#### 研究分担者

前田ひとみ 熊本大学 教授  
長沢光章 国際医療福祉大学成田保健医療学部 教授  
松田裕子 鶴見大学短期大学部 教授

### A. 本研究の背景と目的

#### 1. 集団予防接種による B 型肝炎感染拡大と基本合意までの経緯

昭和 23 年から昭和 63 年まで集団予防接種における注射器等の連続使用により B 型肝炎ウイルスが感染拡大した事実について、国の責任が確定し、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権尊重や適切な医療の提供が求められている。平成 22 年 1 月に施行された肝炎対策基本法（平成 21 年法律 97 号）第 9 条で、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定すべきこととし、「肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項」を挙げている。これに基づき策定された肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年 5 月 16 日告示）では、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者に対する不当な差別が存在することが指摘されており、肝炎対策を推進する上で、医療従事者となる者に対しての普及啓発は特に重要な役割を担うものであると考える。

#### 2. 集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究等について

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」（平成 24・25 年度厚生労働科学研究、多田羅浩三）が実施され<sup>1)</sup>、その研究成果をふまえ、平成 25 年 6 月に、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の再発防止対策について」がまとめられている。本提言のなかで、集団予防接種による B

型肝炎感染拡大の問題点や再発防止策として、国の姿勢、自治体及び医療従事者の姿勢、先進知見の収集と対応、事例把握と分析・評価、現場への周知・指導の徹底の 5 点が指摘されている。

全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護士と厚生労働大臣との協議（平成 28 年 7 月 15 日実施）において、医療従事者への基礎教育において、正しい医学情報、標準予防策の徹底のみならず歴史的事実や教訓、患者を傷つける言動等への理解について取り上げることが求められており、医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育の実施の有無、その教育内容・方法について早急に実態を把握するための調査を行い、各養成所において効果的な教育について明らかにする必要がある。

都道府県知事指定の医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程における教育内容は、職種ごとに省令等で定められている。例えば、看護師の場合、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（厚生労働省、平成 27 年）において、卒業時の到達目標として「感染防止の手順を遵守する」ことが挙げられており、感染防止のための教育が実施されている<sup>2)</sup>。しかし、実際の教育内容・方法については各養成施設の学則等で定められているため、B 型肝炎についてどのような教育がなされているかは把握されていない。都道府県知事指定の医療従事者養成課程における教育内容・方法の実施状況を早急に把握することが求められる。